

## 家計急変世帯への給付金に関するQ & A

No.	質問	回答
1	支給対象を教えてください。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象です。</p> <p>ただし、既に令和3年度または令和4年度住民税非課税世帯向け給付金及び令和3年度家計急変世帯向け給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であったもののみで構成される世帯は支給対象外となります。</p> <p>また、世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養されている場合（青色事業専従者及び事業専従者の方も扶養に含まれます。）は対象外となります。</p>
2	住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあることが要件となっていますが、住民税均等割とはなんですか。	<p>均等割は、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられているものです。東日本大震災からの復興を図ることを目的に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間に限り、市民税・県民税の均等割にそれぞれ500円が上乗せされており、市民税3、500円と県民税2、500円合わせた計6、000円となっています。</p>
3	世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養されている場合は対象外とありますが、当該世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が、1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。	<p>支給対象となります。</p> <p>(例) AさんBさんの2人世帯の場合  AB（非課税）ともに子C（課税）の扶養・・・対象外  A（非課税）のみ子C（課税）の扶養・・・対象</p>
4	令和3年度住民税非課税世帯向け給付金と令和4年度住民税非課税世帯向け給付金、及び家計急変世帯向け給付金のうち複数を受給することはできますか。	<p>できません。令和3年度住民税非課税世帯向け給付金、令和4年度住民税非課税世帯向け給付金、家計急変世帯のいずれも重複受給はできません。いずれかひとつのみ1回限りとなります。</p>
5	手続きの方法について教えてください。	<p>申請が必要です。申請時点で住民登録されている市町村に申請してください。</p>
6	提出書類を教えてください。	<p>提出書類は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯）申請書（請求書）</li> <li>・世帯主（申請・受給者）本人確認書類の写し（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証等のいずれかひとつ）</li> <li>・受取口座を確認できる書類の写し（金融機関名、支店名または支店コード、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳、キャッシュカード等）</li> <li>・簡易な収入（所得）見込額の申立書</li> <li>・給与明細書、年金振込通知書、帳簿等申立書に記入した1か月分の収入（所得）額及び必要経費等が分かる書類</li> </ul>
7	申請書はどこでもらえますか。	<p>申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、ひたちなか市役所生活支援課住民税非課税世帯等給付金担当、那珂湊支所、ひたちなか市社会福祉協議会に設置しています。</p>
8	申請期限はありますか。	<p>申請期限は<b>令和4年9月30日（金曜日）</b>までとなっております。</p>
9	鉛筆で記入してよいですか。	<p>ボールペン等、消せないもので記入をしてください。なお、消せるボールペンでの記入はおやめください。</p>
10	書類を書き損じてしまいました。どうすればよいですか。	<p>二重線で訂正のうえ、書き直してください。</p>
11	いつ頃支給されますか。	<p>確認書や申請書の不備等が無ければ、受理からおおよそ3週間程度での振り込みを予定しています。</p>
12	給付金は誰に振り込まれますか。	<p>原則として、世帯主の銀行口座へ振り込みます。</p>

13	問合せ先や申請書・不備書類の送付先はどこですか。	<p>下記のとおりです。</p> <p>【ひたちなか市生活支援課 住民税非課税世帯等給付金担当 問合せ先】  電話番号：029-229-2099  受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く）  送付先：〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号  ひたちなか市生活支援課 住民税非課税世帯等給付金担当 行</p> <p>【内閣府コールセンター（本給付金制度についての問合せ先）】  電話番号：0120-526-145  受付時間：午前9時から午後8時まで（土日祝を除く）</p>
14	世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や申請書の提出ができない場合は、どのようにしたらよいですか。	<p>本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な方は、代理人が行うことも可能です。申請者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市町村長が特に認める方による代理申請が認められます。</p> <p>代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出いただきます。</p>
15	勤務先から給与明細が発行されません。どうすればよいですか。	<p>預金通帳等の写し（該当月の給与受取額が分かるページと、口座名義人の分かるページ）を提出してください（審査により、追加書類の提出等を求める場合があります）。</p> <p>どうしても添付する書類がない場合は、住民税均等割が非課税相当の水準となったことの詳細について記載した申立書（様式自由）をご提出ください。</p>
16	自営業の場合、申立書に記入した1か月分の収入（所得）額を証明するものとして、どのような書類を添付すればよいですか。	<p>事業収入等の減少が分かる帳簿、預金通帳等の写しなどを提出してください。</p> <p>どうしても添付する書類がない場合は、住民税均等割が非課税相当の水準となったことの詳細について記載した申立書（様式自由）をご提出ください。</p>
17	令和4年6月1日までひたちなか市に住んでいましたが、6月2日以降に転出しました。世帯全員が非課税相当に減収した場合、どこへ申請すればよいですか。	<p>申請時に住民登録のある市町村で給付します。住民登録のある市町村へ申請してください。</p>
18	この給付金は課税対象となりますか。	<p>課税対象となりません。</p>
19	外国人は給付対象者ですか。	<p>基準日(令和3年12月10日)において、住民基本台帳に記録されている外国人も要件を満たせば給付対象者となります。</p>
20	家計急変世帯として申請したが、非課税相当額とならず不支給となった。その後任意の1カ月の収入が住民税非課税世帯相当の水準まで減少したなど要件が変わった場合、再申請を行うことは可能ですか。	<p>再申請は可能です。新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変であって、任意の1カ月の収入が住民税非課税相当の水準まで減少している場合には、再申請により給付対象となることはあり得ます。</p>
21	収入の減少はないが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和4年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となった場合は、家計急変世帯に該当しますか。	<p>家計急変は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している、かつ、令和4年1月以降の収入見込みが非課税相当水準であることが要件であり、扶養親族が増えただけですと、給付の対象にはなりません。</p>
22	新型コロナウイルスに感染し、2週間仕事を休んだため先月の収入が減ってしまった。この月の収入をもって家計急変世帯として申請できますか。	<p>任意の1カ月の収入をもって申請可能ですが、これはあくまでも新型コロナウイルス感染症の長期的な影響により住民税均等割が非課税見込であることを推察するためのものです。そのため、その影響が短期間であり、以降明らかに回復する見込みがある場合は申請できません。</p>

23	1年間のうち収入月が特定の月に生じる業種の場合、どのような取り扱いとなりますか。	<p>申立書においては、月額を記載する必要はありません。年間収入部分のみ記載ください。</p> <p>なお、本給付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し、支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないので、支給要件を満たしません。</p>
----	--	---